【産業廃棄物処理施設の許可申請手数料】

処理施設の種類	手数料
政令第７条の２に掲げる産業廃棄物処理施設	新規:140,000 円　変更:130,000 円
その他の産業廃棄物処理施設	新規:120,000 円　変更:110,000 円

《詳細》

処理施設の種類				対象規模	手数料
中間処理	1	汚泥の脱水施設		処理能力　10 m³/日　を超えるもの	新規:120,000 円　変更:110,000 円
	2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力　10 m³/日　を超えるもの	新規:120,000 円　変更:110,000 円
			天日乾燥	処理能力　100 m³/日　を超えるもの	新規:120,000 円　変更:110,000 円
	3	汚泥の焼却施設		次のいずれかに該当するもの イ　処理能力　5 m³/日　を超えるもの ロ　処理能力　200 kg/時間　以上のもの ハ　火格子面積　2 m²　以上のもの	新規:140,000 円　変更:130,000 円
	4	廃油の油水分離施設		処理能力　10 m³/日　を超えるもの	新規:120,000 円　変更:110,000 円
	5	廃油の焼却施設		次のいずれかに該当するもの イ　処理能力　1 m³/日　を超えるもの ロ　処理能力　200 kg/時間　以上のもの ハ　火格子面積　2 m²　以上のもの	新規:140,000 円　変更:130,000 円
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設		処理能力　50 m³/日　を超えるもの	新規:120,000 円　変更:110,000 円
	7	廃プラスチック類の破砕施設		処理能力　5 t/日　を超えるもの	新規:120,000 円　変更:110,000 円
	8	廃プラスチック類の焼却施設		次のいずれかに該当するもの (1)　処理能力　100 kg/日　を超えるもの (2)　火格子面積　2 m²　以上のもの	新規:140,000 円　変更:130,000 円
	８の２	木くず又はがれき類の破砕施設		処理能力　5 t/日　を超えるもの	新規:120,000 円　変更:110,000 円
	9	施行令別表第３の３に掲げる物質*又はﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含む汚泥のコンクリート固型化施設		全　て　の　も　の	新規:120,000 円　変更:110,000 円
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		全　て　の　も　の	新規:120,000 円　変更:110,000 円
	10の2	廃水銀等の硫化施設		全　て　の　も　の	新規:140,000 円　変更:130,000 円
	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		全　て　の　も　の	新規:120,000 円　変更:110,000 円
	11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設		全　て　の　も　の	新規:140,000 円　変更:130,000 円
	12	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設		全　て　の　も　の	新規:140,000 円　変更:130,000 円
	12の2	廃 PCB 等**又は PCB 処理物の分解施設		全　て　の　も　の	新規:140,000 円　変更:130,000 円
	13	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設		全　て　の　も　の	新規:140,000 円　変更:130,000 円
	13の2	産業廃棄物の焼却施設（上記３、５、８、12 に掲げるものを除く）		次のいずれかに該当するもの (1)　処理能力　200 kg/時間　以上のもの (2)　火格子面積　2 m²　以上のもの	新規:140,000 円　変更:130,000 円
最終処分	14	最終処分場	ｲ.　遮断型最終処分場	全　て　の　も　の	新規:140,000 円　変更:130,000 円
			ﾛ.　安定型最終処分場	全　て　の　も　の（水面埋立地を除く）	新規:140,000 円　変更:130,000 円
			ﾊ.　管理型最終処分場	全　て　の　も　の	新規:140,000 円　変更:130,000 円

＊ 施行令別表第３の３に掲げる物質：
水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、PCB、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ又はその化合物、有機塩素化合物、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、弗化物、ﾍﾞﾘﾘｳﾑ又はその化合物、ｸﾛﾑ又はその化合物、ﾆｯｹﾙ又はその化合物、ﾊﾞﾅｼﾞｳﾑ又はその化合物、ﾌｪﾉｰﾙ類、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ

**PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む。